

平成30年度第2回伊予市環境審議会

平成31年3月15日（金）

市役所 5階 会議室3

出席委員：中安 章・藤岡政晴・篠崎博志・平田清夫・東岡芳雄・植松秀一・中塚道子
（7人）

事務局：産業建設部長 木曾信之・環境保全課 泉 仁・高橋雄二・本田 真
都市住宅課 三谷陽紀・小寺卓也・栗田智穂

<午後2時00分 開会>

○司会

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻が参りましたので、ただいまから平成30年度第2回伊予市環境審議会を開催させていただきます。

今日の審議会には、對尾委員、大森委員、長見委員が欠席となっておりますが、他の委員の皆さんに出席をいただいております。伊予市環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしております。

また、傍聴要領に基づき、市のホームページにて委員会の案内告知を行いました。希望者はおられません。

議事に入ります前に、前回の会議録につきましては、既に皆様の確認を経て事務局が取りまとめたものをホームページで公開しております。

それでは、これからの進行を中安会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

●会長

それでは、次第に基づきまして、議事を進めていきたいと思っております。

本日は2つの議事について審議をいたしますが、会議は2時間を目途に進行していこうと思っております。効率がよい審議ができますように、事務局からの説明は要点を押さえて簡潔に述べ、委員の皆様同士による意見交換の時間を多くとろうと思っております。

それでは、議事の(1)平成31年度伊予市一般廃棄物処理実施計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、平成31年度の伊予市廃棄物処理実施計画（案）につきまして説明いたします。 資

料1をごらん下さい。

昨年度に比べて変更になった点、赤字の部分を中心に説明いたします。

まず、1の処理計画区域は伊予市全域となります。

2の処理する一般廃棄物の種類及び処理量の見込みにつきましては内容に変更はございませんが、(4)の処理量の見込み別表1、3の一般廃棄物の排出抑制、資源化計画、具体策別紙につきましては後ほど説明をいたします。

次に、4の排出方法及び種類別収集方法について(1)のアとイについての変更はございません。

ウとして委託業者の一覧表があります。

一般廃棄物収集運搬委託業者の最下段の粗大ごみにつきましては、赤字で市が委託した業者となっておりますが、今後入札で業者が決定すればこちらに委託業者名を記載することになります。表の下に米印がございますが、種類別収集は別表2のとおりにすることにしております。別表2は別表1の裏側になりますが、変更はございません。

続きまして、7ページの別表3でございますが、地域別収集曜日一覧表であります。米印で年末年始は曜日の関係で臨時収集を実施する旨をそれぞれ地域別に記載をしております。

また、2ページ、3ページに戻っていただいて、(2)から(7)については変更はございません。

続きまして、4ページをお願いいたします。

5の処分方法の(4)から(6)につきましては、委託業者が決定すればこちらに委託業者を記載することになります。

次に、6の一般廃棄物処理業許可業者と7の一般廃棄物処分業者につきましては変更はございません。6番の(7)の一般廃棄物処理業許可業者は、別表4として9ページに一覧表に記載しております。平成30年12月末日現在の一般廃棄物処理業許可業者一覧表となっております。

5ページにお戻りください。

5ページの別表1について御説明いたします。上段の数字が今年度の見込み量で、下段が来年度31年度の見込み量でございます。

緑色が基本計画の予測値、ダイダイ色は過去の実績より推測した見込み量となります。

続きまして、11ページの資料2をごらんください。

こちらは一般廃棄物処理量の推移といたしまして、向かって左から平成29年度の見込み量と実績、平成30年度の見込み量と予測量、平成31年度の見込み量を記載しております。達成率でございますが、今年度の予測値が見込み量を上回ったごみについては赤色のマイナス表記、見込み量以内におさまったごみは青色に表記しております。今年度の予測値ですが、平成31年1月までの実績をもとに、2月、3月分の予測量を合計したものになります。この結果、ごみの減量が達成できたものは、缶類、紙類、有害ごみ、燃えないその他ごみとなります。なお、基本計画の見込み量につきましては、現実との乖離が出てきておりますので、来年度31年度の一般廃棄物処理基本

計画の見直しの際には、より現実的な予測となるよう見直しを行うことにしております。

以上で御説明を終わります。

○事務局

それでは、し尿でありますくみ取り汚泥量及び浄化槽汚泥について御説明させていただきます。

5ページの下段にあります。し尿が2,600キロリットル、浄化槽汚泥が1万10キロリットルでございます。

資料3の12ページをお願いします。

前回は御説明しましたが、平成30年度の見込み量はくみ取り汚泥で2,650キロリットル、浄化槽汚泥で1万500キロリットルで設定しておりましたが、中山地域及び双海地域のし尿処理場があります大洲市の清流園が西日本豪雨による浸水被害で稼働不能となったため、今年度においては実績が把握することが予測困難となっております。算出ができない状況でございます。このため、平成31年度の目標設定につきましては、平成29年度までのデータを考慮して算出いたしました。浄化槽汚泥につきましては下水道の整備区域を縮小いたしまして、浄化槽整備区域を約60ヘクタール拡大したこと、上野及び宮下地域の開発地による宅地増加を考慮いたしまして、1万10キロリットルとしております。くみ取りについては下水道の接続等による減少分も見込みまして、2,600キロリットルとしております。

以上で簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○事務局

では、続きまして、資料1の10ページになります。

一般廃棄物の排出抑制、資源化計画の具体策について、説明をしていきます。

昨年度と大幅に変更しておりますが、基本的には昨年度までの具体策の内容は全て含んでおり、それらを発展したものとお考えいただけたらと思います。

それでは、各項目について説明をさせていただきます。

まず、①広報紙にごみ分別及び減量化に関する記事を定期的に掲載するのですが、具体的には広報12月号で年末年始のごみ収集のお知らせを行う際に分別に関する記事を掲載することとしておりますが、そのほかにもプラスチックごみの減量化に関する記事を掲載していく予定です。

次に、②の生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理機等購入費補助金、生ごみ自家処理実践講座等を継続するのですが、これは今年度も実施しております両事業につきまして来年度も継続して実施していくことにより、生ごみの自家処理が促進されると考えております。

また、①とも重複いたしますが、意識啓発についても検討していきたいと考えております。

③生ごみの減量化に有効な取り組み、食品ロス削減策等について市民及び事業者への情報提供を行うのですが、生ごみは食べ残しや賞味期限切れで食品を捨ててしまう食品ロスを削減することにより、より減量化が進むと考えております。具体的には愛媛県や各種団体が進めている活動に

ついて市のホームページ等で情報提供を行い、活動への支援を行いたいと考えております。

④の紙ごみ、廃食用油など資源ごみの回収の支援、啓発、市での再生品の利用促進、ホームページ等で再生品に関する情報提供を行い、3R活動のさらなる推進に努めるのですが、紙ごみについては回収団体への支援は今後も継続していきませんが、紙ごみの総量が減少傾向にありますので、紙ごみを含む資源ごみ全体について考えていきたいと考えております。この中には、廃食用油の回収も含んでおります。再生品の利用促進につきましては、財政部局とも協力を仰ぎ、まずは市から再生品の利用を促進できるよう努めてまいります。これらの活動を通じて、総合的に3Rの推進につながるよう努めていきます。

⑤こちらの事業系の一般廃棄物の調査を行い、多量排出事業所に対しては排出実態調査等を実施し、事業所のごみ減量化への取り組みを推進するのですが、事業系ごみの調査につきましては平成28年度分から調査を実施しておりますが、今年度の調査からは事業系ごみの排出実態をより詳細に把握できるよう調査項目の見直しを行い、この結果をもとに多量排出事業所の特定、事業所に対しての排出実態調査の実施、こちらの調査の結果、未分別が多いなど問題点が見つかるようであれば、減量計画の提出を求めるなどの指導を行う予定です。事業系一般廃棄物収集運搬業者に対する調査は5月下旬の実施を予定しております。

⑥の不法投棄防止に向けて、啓発看板、監視カメラなどを設置するとともに、投棄物の回収については、警察、市、地域と連携を図りながら早期回収を行う。これについては、関係機関がより一層連携することにより、防止効果を得られると考えております。地域におきましても不法投棄多発箇所の把握、パトロールの実施をお願いしたいと思います。市としましても、啓発看板、監視カメラの設置や、警察と連携し不法投棄現場の確認を行うなど対応していきたいと考えております。また、不法投棄物につきましては、管理者が処理を行うことが原則となります。処理までの過程としては、警察、市への通報、現場検証による不法投棄物の確認、排出者への警告、投棄物の撤去となります。これら一連の流れを、それぞれの管理者が迅速に進めるようにしていきたいと考えております。

最後に⑦の地域や学校に職員が出向き、職員が出前講座を実施するのですが、昨年度同様学校からの要請に応じて講座を実施していきたいと考えております。また、地域への出前講座につきましても、公民館や各種団体の学習会のカリキュラムに入れていただくよう、働きかけていきたいと考えております。

以上で御説明を終わります。

●会長

ただいまの説明で質問等ありますでしょうか。

◎委員

10ページの中で、②の生ごみの自家処理に関する点ですが、現在も生ごみ処理機の購入補助金があると思いますが、大体どれぐらい予算化されていて、実際どれぐらい使われているのか、御

説明いただきたい。

○事務局 生ごみ処理機につきましてはコンポスト容器と電気式のごみ処理機の2種類が補助対象となっており、予算額につきましては、毎年18万円ほど組んでおり、実績では、電気式の処理機が8件程度とコンポスト容器が21件か3件ほどの申請がございます。

●会長

そうしたら、ほぼ予算は使われているということですか。

○事務局

補助金につきましては、電気式の生ごみ処理機につきましては限度額が1基につき2万円、コンポストにつき3,000円となっておりますので、まだ余裕がございます。

◎委員

不法投棄対策についてということで、前回でも発言させていただきましたが、今回具体策として載せていただきましてありがとうございます。投棄物の回収について管理者が原則ということである訳ですが、一番困っているのが民地に捨てられた場合で個人住民が一番困っている立場なので、そのあたりの対策についても是非市民ファースト、住民ファーストで、是非積極的な対応をお願いしたいと思います、当然地域全体でバックアップしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○事務局

今回、不法投棄対策について具体策を示させていただいているのは、地域での不法投棄問題で、御相談も大分受けているという現状がありますので、できる限り対応していきたいと考えております。

●会長

最初のほうの質問に関しては、大体予算の8割、16万円ぐらいということですので、啓蒙活動の上で2万円ぐらいはまだ申請ができるというふうに考えてください。

ほかに御質問とかありますかでしょうか。

◎委員

自家処理実践講座等を継続するということですが、現在まで何回ぐらい開催していますか。

○事務局

今年度につきましては明日、コンポスト作成教室を上野公民館で開催する予定となっておりますので、年間で1回の開催というのが現状です。

◎委員

そうしたら、予算上、計画も1回以上は難しいということですか。

○事務局

7番とも関連しているんですけども、そういったことと関連して回数を増やせるような努力はしていきたいと考えております。

●会長

ほかに御質問はありますでしょうか。

ございませんようでしたら、これで実施計画（案）のを終わらせていただきますが、今の御意見等を含めまして、基本計画の内容を反映した実施計画となりますように今後とも精査してよろしくをお願いします。

それでは、審議事項2、市設置型における浄化槽管理の見直しについてということで、前回の質問でありました料金改定等を含めまして市設置型における浄化槽管理の見直しということについての事務局からの御説明をお願いします。

○事務局

それでは、市設置型における浄化槽管理の見直しについて御説明させていただきます。

市設置型における浄化槽管理の見直し（第2回）の資料は、お手元にございますでしょうか。

それでは、まず1ページに前回と同様の諮問内容を載せております。

2ページをお願いいたします。

この資料も前回と同様であります。再度御説明させていただきます。

平成29年度実績の浄化槽特別会計の財政状況でございますが、支出が3,359万6,000円のうち、施設管理費が2,800万7,000円であり全体の83%を占めております。収入におきましては、料金収入が1,384万2,000円で半分にも満たず、市の繰入金で約6割を賄っており、市の一般会計を圧迫する要因となっております。

下の棒グラフは、平成25年から平成29年までの市債残高、市債返済金、市繰入金、料金収入をあらわしたグラフでございます。紫色の棒グラフが料金収入であり、平成28年度まで事業を実施していたため、浄化槽基数の増加に伴い料金収入は増加していますが、今後の人口減少により収入が減少し、緑色の棒グラフである市繰入金が増加していくとことと予測されます。

3ページをお願いします。

浄化槽の施設管理費の内訳は、料金収入と同様に平成28年度まで事業を実施していたため、管理浄化槽の増加に伴い、赤色の維持管理費が増加傾向にあります。今後浄化槽の経年劣化により紫色の修繕費が増加すると思われ。これに伴い施設管理費の増加が、市繰入金の増加につながり、財政を圧迫する要因となることが予想されます。

4ページをお願いします。この資料も前回と同様であります。再度御説明させていただきます。

浄化槽の個人設置型と市設置型の料金比較ですが、上の表は個人設置型で地域によって料金が異なり、中山地域の料金を抜粋しております。

浄化槽の人槽によって異なり、人槽が大きくなるほど、料金は高くなっております。

下の表は市設置型の料金表で地域及び浄化槽の人槽に関係なく、世帯員数によって料金が異なり、世帯人員が多いほど料金が高くなります。比較いたしますと、個人設置型の5人槽、一般契

約が年間5万4,250円で、市設置型の5人世帯が年間5万5,560円でおおむね同料金と言えますが、人口減少によって市設置型の世帯員数が減少しており、その差は大きくなる傾向がございます。

この内容を踏まえまして、前回の審議でありました市設置型を料金改定した場合のシミュレーションを行い、個人設置型との料金を比較検討いたしました。

6ページ、7ページをお願いいたします。

これは総務管理費を賄った場合の料金改定を示しております。

まず7ページのグラフですが、オレンジ色の折れ線グラフが浄化槽の整備人口を示しております。平成28年度まで事業を実施しておりましたので、平成28年度までは増加しておりますが、平成29年度より減少に転じ、年間約25人減少していくと予測されます。青色の折れ線グラフが使用料収入で世帯人口の減少に伴いまして、同様に減少していくと予測されます。緑色の棒グラフが施設管理費、赤色が業務費で合計が総務管理費いわゆる全体の維持管理費となります。総務管理費は浄化槽部品の経年劣化等による維持管理費の増加に伴い、棒グラフの全体も増加しますが、使用料収入の青色の折れ線グラフは減少していくため、その差額は年々大きくなり、現状では差額分も市繰入金で賄うこととなります。そのため、赤色の破線は総務管理費を賄うために平成31年度及び平成35年度に料金改定を行った場合の使用料収入をシミュレーションいたしました。

改定した場合の料金表が左側の6ページの表になります。

上の表が平成31年度の料金改定表、下の表が平成35年度の料金改定表になります。平成31年度の総務管理費を使用料で賄う場合、現行料金の2.5倍から2倍になります。

下の表になりますけど、下の文書で平成31年と書いているところを平成35年に訂正願います。平成35年度の総務管理費を使用料で賄う場合は、現行料金の2.8倍から2.1倍となります。平成35年度の料金表で1人世帯人員の1年間の料金5万7,720円が下の表にあります個人設置型の維持管理費5人槽5万4,250円より上回る結果となっております。

次に、資料8ページ、9ページをお願いします。

次は総務管理費と公債費を賄った場合の料金改定です。

9ページのグラフで紫色の棒グラフが公債費いわゆる浄化槽の建設費用で全ての歳出を使用料で賄った場合のシミュレーションでございます。

改定した場合の料金表が左側の8ページになります。

上の表が平成31年度の料金改定表、下の表が平成35年度の料金改定表になります。平成31年度全ての歳出を使用料で賄う場合、現行料金が3.0倍から2.0倍になります。下の表の平成31年を平成35年に訂正していただいて、年度全ての歳出を使用料で賄う場合、現行料金の3.2倍から2.4倍となります。平成31年度の料金表で1人世帯人員の1年間の料金6万2,940円が下の表にあります個人設置型の維持管理費5人槽5万4,250円より上回る結果となりました。1人世帯から5人世帯まででは、5人槽が一番多く、全体として個人設置型より市町村設置型のほうが個人への負

担が増す結果となりました。

それと、資料10ページ、11ページをお願いします。

市設置型における浄化槽管理統一基本方針について説明いたします。

資料11ページの浄化槽管理統一基本方針として、本市の浄化槽設置事業については平成29年度から個人設置型に事業統一をしております。市設置型浄化槽の維持管理費においては、人口減少や高齢化、空き家等における維持管理の問題が発生しております。これらの社会情勢の著しい変化に対応するため、財政状況を踏まえた見直しを行う時期に来ております。そこで、市設置型で管理している浄化槽の問題点を抽出し、料金改定を実施した場合の市設置型と個人設置型の料金を比較した結果、市設置型のほうが個人への負担が増加するため、浄化槽管理を個人設置型に統一し、設置後10年を経過した浄化槽を個人へ譲渡していきます。

以上で説明を終わります。御審議のほうをお願いします。

●会長

浄化槽管理統一基本方針のところまでにつきましての説明をしていただきました。この説明に対して、質問等ありますでしょうか。

◎委員

水道料金、下水道使用料金改定の発表がありましたが、今回この市設置型は対象にはなってないのですか。何かその辺りお考えがあるのかどうか、それと、徐々に上げるのではなく、一度に上げるというのはなかなか受け取る側にしたら厳しいかなと思うのですが。

○事務局

先般下水道の使用料、水道料金の値上げをいたしました部分につきましては、基本的に集合処理をする施設の部分についての料金改定をいたしました。その料金改定の考え方といたしましても、基本的に本来使用料で全てを賄うのが原則なんですけれども、建設したときに借金しております。そのあたりの公債費というのは市のほうが返していくのですが、使用料で維持管理費を賄うということを試算させていただいて、多分10%弱の金額だったと思うんですけれども、値上げをさせていただきました。

一応今回の浄化槽の部分につきましては、本来市設置型と個人設置型ということで前回伊予市全体の件数等をお示ししたと思いますが、もともと旧の伊予市地区はほぼ個人設置型ということで四千数百件程度ございました。中山町が当時の合併前の時代のときに浄化槽の設置事業ということで国からの補助をいただいて、市が設置をして個人の方が使っていただくかわりに使用料をもらって運営をしていくというやり方でございます。その部分につきまして、どうしても基本的には個人、使用する対象者っていうのがあくまでも個人になってくるんですけれども、個人の方の使う部分を使用料をいただいて維持管理を市がしているというような形になってきますと、年が経ちますとそれぞれ個々部品の修繕とか、そのような部分が出てきますけれども、それが費用的にも件数的にも多くなっていくということで、当初設定をしていた金額だけでは賄えなくなっ

ておりますので、市費を投入してやっているのですが、本来ほかの個人設置型で設置しておる浄化槽については個人の方がそれを全て個人の方でやっていただいているというところを鑑みますと、今後そういう形で値上げをしたら一気にかなりの金額に上がってしまうので、個人に施設、物をお渡しして維持管理をしていただいたほうが市全体の浄化槽の考え方にも合致しますし、値上げをするというよりかは費用的にも個人の方の負担が軽減されるっていうことになりますので、今回基本的な方針として個人の方に譲渡をしていくというような提案をさせていただいております。

◎委員

逆の発想ですか。安いまま置いとったほうが住民にとっては施設を引き取りやすいという、端的に言えばそういうことなんですか。

○事務局

そうですね。市でお金を集めるのであれば金額がかなりな金額をいただく、倍ぐらいの金額にならなければ運営というか事業が成り立たないと、逆に個人で処理業者さんと契約をしていただくと、金額は上がるのですが、その他伊予市の個人設置型で設置して維持管理を個人でしていただいとる方とは大体同じぐらいの金額になりますので、そういう形の中で、市の物を個人の方にお渡しするというような考えでございます。

●会長

よろしいですか。

◎委員

問題は答申ですから、これを見るとスケジュール的には9月の定例議会で承認されて初めて実施になるということですが、要は今の190、約200基余りの住民の方に丁寧に説明して理解を得ないと、誤った考えになると、何で今まで安いものになってしまうので、そこらを十分住民の方への説明会というのは懇切丁寧にやって、理解を求めて個人譲渡という形にいかないと、これからは当然増えない、新規がないわけですから、だんだん負担は増えるという、その辺りの理解を住民の方に十分していただくようお願いしておきます。

○事務局

ただいま委員さんが言われたのはごもっともだと思います。スケジュール的には、一応今回の方針が適用されましたら、後ほど説明をさせていただきますが、来年度中に条例の改正を行って、それから地域への説明、設置者への説明をさせていただいて、それで32年度から10年を経過したものについて順次個人の方と譲渡契約を結んでいくというような考えでおりますので、丁寧な説明を心がけて納得していただくよう粘り強く説得をしながら進めていきたいと考えております。

●会長

ほかに御質問、御意見等よろしいでしょうか。

◎委員

現実に動き出すとしたら、3年先ぐらいというような理解でいいのですか。

○事務局

元号は変わりますが、平成32年から個人の方にお渡ししていくと、丸々1年先ということですから。来年1年間は条例改正と地元の方へのまずは第一弾の説明ということでお話ができた段階でその翌年度からお渡しをしていくというような考え方になります。

◎委員

細かいことを聞くのですが、これは個人の住宅が対象ですか。それとも、中山地区であれば、国道とか地下の下水道管を通して浄化している施設がありますがそこも対象ですか。

○事務局

これについては個人の家に設置しております単独の浄化槽というか、個人設置型の浄化槽が対象になります、この間、料金改定の説明をさせていただいた分の、公共下水道と農業集落排水は別でございます。

◎委員

はい、わかりました。

◎委員 確認ですけれども、11ページのところに10年経過した浄化槽とはということになりますので、10年を経過した浄化槽を個人に譲渡し、順次説明をして納得いただいた上で譲渡していくということですが、上でも環境省の補助給付金を受け入れている浄化槽の譲渡は10年以上たたないとできないということていくと一番最後になるのは何年前になるのでしょうか。

○事務局

一番最後は、平成28年度に設置しております。

それから、10年ということになりますので、事業開始されたのが平成9年以前からという形で整備をさせていただいております。先ほど言われましたように設置後10年というのは国の補助を受けてやっております。補助金の適正化の関係で10年たったら補助金返還をしなくて済むということで、直近で言いますと、平成20年度ぐらいまでに設置されたものが来年度ぐらいにそういう手続を進めたいということで、前回審議会でお配りしておりました資料の11ページに戸数が入っていますけれども、平成20年ぐらいまであれば、おおむね198戸ぐらいあります。

◎委員

これが次のページのスケジュールになる。平成20年度整備分までの198基、まずはここから譲渡ができるということ。そして、その後のところも含めて、住民の方に対する説明は来年度にして、それで譲渡するときにまた譲渡の説明をするという。

○事務局

譲渡ができる対象の方にはまた個別に連絡を差し上げてというような、全体で大きな流れ的には説明させていただいて、個別というか、年度に分かれたような形での説明というようなことで

進めていきたいと考えます。最終的には321件ございます。中山地域が全体で239、双海地域が82の数字です。

◎委員

すみません、よろしいですか。

●会長

はい。

◎委員

そうしたら、今の料金は最後の1件が終わるまで、今の料金でずっといくというお考えになるのですか。

○事務局

現時点ではそういう考え方で進めております。

◎委員

そうしないと不公平になりますよね。

○事務局

そうですね、はい。

●会長

ほかに御質問等ありますでしょうか。

基本方針のところまでを審議していただいたので、これからのことにつきまして説明をお願いします。

○事務局

それでは今後のスケジュール案及び答申案について御説明いたします。

資料の12ページをお願いします。平成30年度3月末に市長へ答申いたしまして、平成31年度は庁内の協議、条例改正、国への財産処分申請、保守点検業者との調整、住民説明等を実施します。平成32年度より10年を経過した浄化槽について順次個人への譲渡の手続を開始したいと考えております。

資料の13ページをお願いします。

市設置型における浄化槽管理の見直し答申案でございます。

これは一応たたき台として作成させていただいております。

説明を終わります。

○事務局

ただいま説明させていただいた答申でございますが、答申の内容についてはこのような形でいきたいんですけれども、付帯意見としまして、先ほど委員さんのほうから住民説明をということも御意見賜りましたので、丁寧な住民への説明をして譲渡するというような文言をつけ加えさせていただきますらと考えます。

●会長

いかがでしょうか。

基本方針については了承いただいたと思いますが、実際それを条例改正とかでやっていった場合に対して、そして実際に今の市設置型のものを個人のほうに譲渡して、個人の方にその後管理をしていただくことになるとする、そういったことと色々なことに対して、住民に対する説明を幾らやっても十分とは言えないかもわかりませんが、その辺も含めてしていくということ先ほどの検討の中でも意見等ありましたものを付帯見の中に盛り込んでいただくということですが、ほかにも御意見等ありますでしょうか。

私のほうから、先ほど質問したスケジュールの中での実際の設置型の分が全体で320基あるうちの最初の譲渡対象の方がそのうちの大体6割ぐらいの198基ということと、その方だけじゃなくて全体に対する説明から始まって、そしてその上でそれぞれ譲渡するに当たるところについて順次またいろんな説明をいただくという形になるということは確認がとれております。そういったあたりも含めまして付帯意見に住民に対する説明と十分な理解を図るということ付帯意見の中に入れていただきたいと思います。

ほかにも御意見等ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

ほかにも御意見等がありませんようでしたら、この方針に加えて今後のスケジュール及び答申につきまして、先ほどの答申内容のところはこの状態でいいかなと思いますが、付帯意見のところ、先ほど住民の理解を図るというあたりをつけ加えていただくことで、その文言につきましては、事務局と会長に一任させていただきますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それも含めまして、答申につきまして、御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

ありがとうございます。

それでは、日程の2の審議を終わりにして、議事の3その他に参ります。

その他につきまして、事務局のほうで何か他に審議しておきたい事項はございませんでしょうか。

○事務局

今後の審議会の予定について御説明をいたします。

来年度でございますが、前回の審議会でも申し上げましたように、伊予市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行う予定としております。見直しにつきましては、計画策定の前提となっている

諸条件に大きく変動があった場合、実施計画の見込みと実績に大きな乖離が生じた場合、また新たな目標設定に向けた検討が必要となった場合に見直しを行うこととなります。会議は1回2時間程度を予定しておりまして、開催時間につきましては基本本日のように平日の昼間で計画をしたいと思っておりますけれども、皆さんの御都合によっては夜間の開催も可能ですので、皆さんの御意見をお聞きしながら開催をしてみたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

審議予定につきましては以上となります。よろしく申し上げます。

●会長

その他何か委員の方のほうから御意見等ありますか。

◎委員

今回10名の委員のうち3名が欠席ということなんですよね。従来は多分ある程度事前に日程調整をして、大体1名以上欠席は過去の審議会ではなかったと思うんです。今回3名欠席ということで、せっかく新しく委員さんになっていただいているわけですから、事務局はお忙しいとは思いますが、ある程度3日間ぐらいの案をつくって、事前に確認をして極力出席していただくような審議会にさせていただくようお願いをしたいと思います。

○事務局

その件については再度検討して、御意見のとおりできるだけ全員が参加していただけるような形で日程調整をさせていただけたらと思います。

●会長

ほかはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、何もないようでしたら、以上で議事は終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございます。

○司会

長時間にわたりまして慎重審議いただきまして、まことにありがとうございます。

以上をもちまして第2回伊予市環境審議会の全ての予定は終了いたしましたので、本日はこれにて閉会とさせていただきます。まことにありがとうございました。御苦労さまでした。

午後3時00分 閉会